

固定資産税の縦覧・閲覧制度

照会先 税務課(土地係 ☎23-7731、家屋係 ☎23-8783)

縦覧とは	ご自身がお持ちの土地・家屋の価格と市内にある他の土地・家屋の価格を比較し、ご自身の土地・家屋に対する評価(価格)が適正かどうかを確認できる制度です。
縦覧期間	4月1日(水)～30日(木)※土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分
場所	・税務課 ・各地域事務所(各事務所が保管する各地域の該当分のみ)※西部支所は除く
申請できる人	・固定資産税の納税者 ・納税者と同一世帯の親族および納税管理人(納税通知書が必要) ・代理人(委任状が必要)
内容	【土地】所在、地番、地目、地積、価格 【家屋】所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年
手数料	無料(縦覧帳簿は交付しません)
必要なもの(上記以外)	本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

縦覧ができない場合

- 免税点未満(少額のため課税免除された資産)または非課税資産のみを所有する人
- 土地だけを所有する人の家屋の縦覧(逆の場合も同じ)
- 将来購入予定の土地や特定の個人が新築した家屋の縦覧

閲覧とは	ご自身が市内にお持ちの資産の所在地、評価額、税額などの課税内容が確認できる制度です。	
閲覧期間	4月1日(水)から通年 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分	
場所	・税務課 ・各地域事務所 ※西部支所は除く	
申請できる人	・固定資産税の納税義務者 ・納税義務者と同一世帯の親族および納税管理人 ・上記の代理人(委任状が必要)	・借地人、借家人など(有償の契約であること) ・上記の代理人(委任状が必要)
内容	所有する固定資産課税台帳(所在地、評価額、税額など)	賃貸借契約などの対象の土地および家屋の固定資産課税台帳(所在地、評価額、税額など)
手数料	閲覧および写しの交付1件につき300円 ※縦覧期間中の閲覧は無料	閲覧および写しの交付1件につき300円 ※縦覧期間中の閲覧も有料
必要なもの(上記以外)	本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)	本人確認ができるもの、賃貸借契約関係が分かる書類(賃貸借契約書、料金払込票など)

※令和8年度の固定資産税納税通知書は、4月1日(水)に発送予定です。

※全期納付書を使用して納付した場合、期別納付書を使用しての二重納付にご注意ください。

評価額の審査申出

固定資産税の納税義務者は、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。令和8年度に審査の申出をすることができるのは、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に家屋の新築や土地の分筆などにより、新たに価格などが固定資産課税台帳に登録された場合や、家屋の増改築や土地の地目の変更などによって前年度の価格が変わった場合などに限られます。

※審査の申出をする前に、税務課土地係または家屋係で、評価の根拠などについて、あらかじめ十分な説明を受けてください。

申出期間 市が固定資産の価格を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日の3か月後まで

申出方法 「固定資産評価審査申出書」を作成し、固定資産評価審査委員会に提出してください。

照会先 固定資産評価審査委員会事務局(☎23-6803)